

国民所得勘定における租税と税外収入の範囲と分類について

(財政分科会資料 No. 1-1)

1. 租税の分類について

(1) 問題点

- ① 国民所得勘定で計上すべき租税。
- ② 国民所得勘定における租税の具体化分類基準。
- (2) 國際的参考資料(S.N.Aと国連国民所得統計年鑑)で示されている租税分類基準の概念)。

① 法人に課される直接税

企業の利潤、資本あるいは純資産に定期的に課される税である。

法人所得税や超過利潤税、未分配利潤税あるいは資本(capital stock)に課される税も含む。

② 家計と民間非営利団体に課される直接税

家計所得と民間非営利団体の所得に課されるすべての税であり、個人所得税や付加税等である。

③ 間接税

(S.N.A)

企業が支払う場合は、営業費用に計上できる税であり、個人が支払う場合は所得や財産に定期的に課されない税で、徵税に当って納税者の個人的事情が顧慮されない。

(国連、国民所得統計年鑑)財貨とサービスに対する税で

営業経費とはるものと、家計による財貨やサービスの取扱もしくは使用の時にかかる税。

おもな範囲は、輸入税、輸出税および内国所得税、地方税、遊興税、賭博税、販売税、営業認可税、印紙税および自動車税である。国家専売の利潤もまた含まれる。

不動産税と土地税はこれらが所得税を徴収するためのたんなる行政的手段とみはされないならば間接税としてとり扱われる。

(3) 検討の要点

① 国民所得勘定において計上すべき租税。

i. 考え方

1. すべての税目を計上しなければならないとする説

国民所得勘定は所得の経済主体間の循環過程を明かにするものであるから、租税收入はすべての項目を計上しなければならないとする。

2. 必ずしも、すべての租税を計上しなくともよいとする説。

課税客体がキャピタルゲインの一項とみなされるものは国民所得勘定の所得ではないので、それらに対して課

せられた租税は除外すべきであるとする。

i) 検討

課税客体が、たとえ国民所得勘定上の所得とみなされないものであってもそれに課される租税收入は、他の政府收入と同様に政府活動の源泉となり、所得の再分配効果をもたらすものであるから、課税客体自体とは区別して考えて然るべきである。キャピタル、ゲインを課税客体とするもの、あるいは流通税的性格のもの、たとえば相続税、再評価税、有価証券取引税、取引所税などがこの対象となる。また、財政の国民経済に及ぼす影響を分析することを目的として作成された国連のマニュアル（政府取引の経済的、機能的再分類—国連財政金融部、1958年）では S.N.A.（国民所得勘定の構造と附属表、1960年）の勧告の線に沿って、政府の資本勘定バランスと経常勘定バランスを示しているが、これではすべての租税收入を計上しているようである。従って将来、作成を予定されている国民資本勘定の財政部門は上記マニュアル、モデルに準拠することになるから、それとの関連あるいは統合を考慮してすべての税収を計上しておいた方が望ましい。

② 国民所得勘定における租税の具体的分類基準。

i) 考え方

1. 国民所得理論による立場

国民所得の理論上、要素費用に含めるべき租税と、
ならざる租税とに分類し、前者を直接税とし、後者を間

接税とする。国民所得勘定における直接税は、最終的に個人に帰属する所得の処分にたいして課される租税であり間接税は生産の場で生産に際して課される租税であるとする。

ii) 租税理論による立場

(1) 担税者に着目する説

立法者が、法律で規定する納税者を担税予定者としているものを直接税とし、納税者が負担しないで、取引の相手方が負担することを予定しているものを間接税とする。

(2) 転嫁と帰結の実態による説

立法の趣旨にとらわれず、経済的力関係で決まる転嫁の実態に関して直接税と間接税とに分類する。

(3) 課税客体に着目する説

直接、所得や財産にたいして課税される收得税と財産税を直接税とし、それ以外の消費税と流通税とを間接税とする。

iii) 税法上、経費算入の認否による立場

所得算定に際し税法上、経費計上を認められる租税を間接税とし、認められない租税を直接税とする。

iv) 検討

S.N.A.と国連国民所得統計年鑑で示されている租税の分類基準は、国際的分類基準の大綱を示したものであるから、わが国税制の各税目を実際に区分するとときは、更

に具体的な基準が必要である。

上記の国際的な分類基準の解釈としては(2)の①②すなわち、法人に課される直接税と、家計、民間非営利団体に課される直接税は、要素所得に含められ、要素費用ベースで計測された国民所得の一部となるもので、家計または民間非営利団体が負担するか、法人が負担するかによって、個人税、法人税に二分される。③の間接税は各種政策上の目的で、要素費用で計測された国民所得額にプラスされて、市場価格で評価された国民総生産の一部を形成する性質を有すると理解して差支えはかろう。

前掲のロ、租税理論による立場と、ハ、税法上経費算入の認否による立場は、一応国民所得の理論をはばけて、租税を直接税と間接税に分類する考え方であり、そこで述べられた直接税、間接税は国民所得で云うそれらと概念を必ずしも同じうするものではない。ただこれらの見方によるとかなり具体的な分類基準ができるわけである。従って先に示した国際的分類基準の概念に矛盾することなくして、これらの説のうちのいずれかを採用することができますかを検討するのも有意義であろう。

国民所得勘定における租税の具体的分類基準の考え方のうちのロ、(ロ)の転嫁と帰結の実態による説はいわば理想論であり、実行不可能である。ロ、(ハ)の課税客体に着目する説は、租税の直接税、間接税の区分を行はう場合に担税者に着目した考え方では、充分説明がつきかねる点がある

ので補完的に考慮されたものである。

国民所得勘定における租税分類の基準原則としては、できるだけ国際比較に耐える様な普遍性と、税制の変更によってあまり影響を受けない永続性とを備えることが望ましい。従って、間接税を次のように規定することとする。要素費用で計測された国民所得にプラスされて、国民総生産の一部を形成し、所得を生み出す生産の場で賦課される租税である。そして具体的な判別が困難な場合には、税法上、所得算定に際し、経費計上と認められているものとする。上記以外の租税を国民所得勘定上の直接税とし、課税対象が、家計と非個人サービス民間非営利団体であるか、法人であるかによって、個人税と法人税とに分類する。

ここで現行分類を再検討してみる。国税と地方税に分けて、大蔵省分類と国民所得分類を対比したもののが別表1である。相違する処は、国税の再評価税を大蔵省では直接税に分類しているが、国民所得勘定では間接税としてあり、地方税の事業税、固定資産税、自動車税、軽自動車税、鉱区税、鉱産税、都市計画税、市町村法定外普通税を大蔵省では直接税に分類しているが、国民所得勘定では間接税としている点である。

国民所得分類と課税対象による分類と比較すると、別表2のようだ。収得税中の事業税、相続税を除く財産税、流通税中の鉱産税を国民所得勘定では間接税としている点である。流通税はすべて税法上、納税義務者を明規している

が、租税者を予定していない租税であり、漠然と財の移転という事実があれば、その背後に自ら租税力があるものと想定して課税しているわけで、経済的にみれば消費税の転嫁と同様のことが云える。ただ取引によって転嫁の可能性の有無と程度が多様に生ずるわけである。現実の転嫁の現象は千差万別であるが、間接税と同類とみはして処理せざるを得ないであろう。

まず、再評価税は、再評価積立金による資本剰余金から取崩されるのであるから実質的には、所得からの支払であり、又税法上転嫁を予想しておらず、経費算入も認めないので直接税とすべきものとおもわれる。

事業税は人税的性格を有するが税法で課税標準を所得、清算所得又は収入金額としており必ずしも所得のみを課税標準と規定してはいはない。また損費に計上することができるので、間接税とみはして差支えはかろう。

固定資産税については、課税客体が家計財産であろうと、営業用財産であろうと国民所得勘定の総支出面に含まれている。一方所得面では個人賃貸料所得を推計する場合に個人分の固定資産税を控除しており、また法人所得や、個人業主所得を推計する場合は営業用資産にたいする固定資産税が控除されて計上されているので、バランス上も、総生産を導き出す場合の調整項目として間接税に計上しなければならないことになる。都市計画税もこれに準ずる。

自動車税、軽自動車税は、個人が消費生活に使用する場

合は直接税の性格を有するが、営業用に使用される場合は経費計上をみとめられ、市場価格形成に参画するから間接税である。従って家庭消費生活に使用される自動車にたいして課される自動車税、軽自動車税は個人税とし、営業用自動車にたいするものののみを間接税とすべきである。

鉱区税は納税義務者たる鉱業権者の所得算定の場合に控除されるから間接税とする。鉱産税は鉱物の採掘事業を課税客体とし、鉱物價格を課税標準とする事業税的性格を有しており事業税との二重課税を排除する規定もあるので現行どおり間接税とする。

はお、わが国の現在の国民所得勘定における調整項目としての間接事業税は財政收支バランスにおける収入面の「間接事業税税外収入」の計数をみてている。すなわち財政収入に租税を計上する際に、既に国民所得の理論から見直した分類がなされている。またS.N.A.の標準案では単に「間接税」となっているが、わが国では米国で用いている「間接事業税」(indirect-business tax)によったものとおもわれる。「間接事業税」なることは間接的に事業にたいして課せられる税と解したり、間接税ならびに事業税と解したりして明確を欠くので混乱をさけるためにむしろ「間接税」とした方がよいと思われる。

2 税外収入の範囲と区分

(1) 問題点

- ① 租税収入と併せて計上すべき政府収入項目の範囲。

② 個人税的税外收入、法人税的税外收入および間接税的税外收入を区分するための基準と官公企業剰余等との関連。

国民所得勘定上の間接税と併せて調整項目に計上すべき才入項目と、個人又は法人が負担すべき直接税的才入項目の選定基準を設け官公企業剰余と一緒にして計上すべき項目との区分を明確にすることが、本問題の要点である。

特に現行分類では、税外收入として選定された才入項目のうち、個人税的および法人税的項目以外のすべての項目を間接税的收入に充当しているので、この間接税的税外收入として計上されている項目の妥当性が最大の問題となつている。

(2) 考 討

① 税外收入は、租税收入と併せて計上する以上、租税的性格をもった收入項目でなければならぬ。すなわち、一般国民より、財政権によって強制的に財の形で徴するものであるべきである。その解釈上、官公機関で財貨サービスを提供はするが、その対価としては見合はないこれら諸機関への支払を含めて差支えはないとおもわれる。

このようは考え方からすれば、現在採用している項目のうちの刑務所收入、物品施扱收入、病院收入、授業料などは除外する必要はないであろう。一方追加すべきものとして、接収貴金属等返還納付金、日本中央競馬会納付金、少年院職業補導收入および婦人補導院職業補導收入がある。

② 現行の官公企業剰余金等の内容は、官公企業剰余と、受取利子、賃食料に限定している。税外收入の区分は別表1に示

す通りであるが、病院收入、授業料、入学検定料、免許手数料は個人が受けたサービスの対価の一部とみなすことができるのと個人負担とみなして差支えはいであろう。ただ免許手数料は個人のほかに法人も支出することが考えられるが、その割合を検討する資料がないので、便宜上、個人税と間接税とは二等分するのも止むを得ないものとおもわれる。この場合の法人負担分は企業経費に計上することができる、要素費用に加算されて市場価格を形成すると考えるわけである。

懲罰没収金、弁償違約金および延滞金、期満後收入は個人負担と法人負担とがあるわけであるが、これも分割資料がないので、便宜上、個人税と法人税とに二等分せざるを得ないわけである。法人負担分は経費計上ができる、所得から支出されるべきものであるから直接税的性格を有するものとみなしく、法人税税外收入とすることにはなる。日銀納付金は法人税と同性質とみなして差支えはいであろう。

専庵公社納付金とアルコール専庵特別会計納付金については、純利益金よりこれら納付金を差引いた額が官公企業剰余に計上されているので、納付金相当額を間接税的性格をもつものとして、間接税税外收入に分類するのは差支えはいであろう。

ただ日銀納付金とアルコール専庵特別会計納付金とは、計上すべき計数に問題がある。前者については、決算後2ヶ月目に国庫に納入されるので、従来通り、現金ベースで、国庫に納入される時期をとらえて、すなわち一期ずつずらして計

上するか、或は決算処分時に着目した発生ベースにより、決算期に計上すべきかということである。

後者については、官公企業剰余に当年度利益金を計上し、間接税税外収入に当年度利益金のうちの納付金を計上しているのは重複計上にもなって誤りである。官公企業剰余には当年度利益金そのものではなく、それにより納付金を差引いた残額（固定資産と運転資金の増加に充当）を計上すべきである。

つぎに現在、間接税税外収入に含められている受託調査試験役務収入、刑務所収入、物品売扱収入について検討しよう。

これらについては、間接税的性格をもつものと解釈するのには無理があるので官公企業剰余金に包含する方法も考慮される。しかし官公企業剰余に計上すべきものの性格を要素費用に限定するとすれば、負担者が個人であるか、法人であるかによって、個人税税外収入と法人税税外収入に分類すべきではなかろうか。たゞ、物品売扱収入はその内容が種々雑多なので少くとも既存資産の売却によるものは除外すべきであろう。また、追加すべき項目である接收貴金属等返還納付金、日本中央競馬会納付金、少年院職業補導収入および婦人補導院職業補導収入は個人税税外収入に分類することになる。

なお、現在では、地方の住宅使用料は個人税税外収入に分類されているが、中央の分類（住宅賃貸料は官公企業剰余等に含めている）にはらって官公企業剰余等に移すべきであろう。

(別表1)

租税および税外收入分類表 (昭和35年度)

(単位 100万円)

大蔵省分類			国民所得部分類					
	直接税	間接税	直 接 税		間接税	税 外 負 借		
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	間接税	
国 税	所得税	酒 税	個 人	法 人	再評価税 2,079	病 院 12,932	日銀納付金 16,109	専売公社納付金 146,494
	法人税	砂糖消費税 (税率、申告)	所得税 390,606	法人税 573,353	酒 税 248,523	授業料入学料定料 2,195	懲罰没収金 $\frac{1}{2}$ 2,483	アルコール専売 品納行金 4,86
	相続税	揮発油税			砂糖消費税 28,106	免許手数料 $\frac{1}{2}$ 324	弁償違約金 $\frac{1}{2}$ 156	受託調査試験 税務收入 354
	再評価税	トランフ類税	相続税 12,285		揮発油税 103,029	懲罰没収金 $\frac{1}{2}$ 2,443	延滞金期満後收入 $\frac{1}{2}$ 106	刑務所收入 2,842
	關 物 品 稅				物品税 82,246	弁償違約金 $\frac{1}{2}$ 156	物品売捌收入 2,396	
	入 場 稅				トランフ類税 346	延滞金期満後收入 $\frac{1}{2}$ 106	免許手数料 $\frac{1}{2}$ 324	
	地方道路税				取引所税 624	國立病院・看護院收入 9,300		
	專売益金 と 人 稅				有価証券取引税 11,134			
	特別と人税				通 行 税 4,252			
	有価証券取引税				關 稅 109,782			
	日本銀行券施行税				と 人 稅 840			
	通 行 稅				印紙税 13			
	印 紙 収 入 (印紙課金)				印紙收入 50,571			
					日銀券通行税 477			
					入 場 税 16,387			
					地方道路税 18,781			
					特別と人税 1,050			
			合 計 402,971	573,353	578,240	31,906	18,814	152,896

大藏省分類		國民所得分類					
直 接 稅	間 接 稅	直 接 稅		間 接 稟	税外負担		
		個人	法人		個 人	法 人	間 接 稟
事業税	入場税	道府県民税	道府県民税	道府県税	使用料、授業料 16,111	延滞金・加算金等 3,183	施電水利使用料 4,476
自動車税	娛樂施設利用税	個人 20,893	法人 31,289	事業税 188,707	保育所使用料 4,081		手数料 10,778
鉱区税	遊興飲食税 (料理飲食税)	狩獵者税 430	市町村民税	不動産取扱税 13,671	その他 21,279		寄附金 10,655
狩獵者税		市町村民税	法人均等割 1,369	道府県自収税 24,906	手数料 10,778		物品販売代 8,697
市町村民税	電気、ガス税	個人均等割 9,106	法人税割 47,910	娛樂施設利用税 3,332	延滞金・加算金等 3,184		受託事業收入 11,359
益府原民税	入湯税	個人所得割 69,648		遊興飲食税 28,326	寄附金 10,654		
固定資産税	たばこ消費税	軽自動車税 1,881		自動車税 14,664			
地方法稅	精油取引税			鉱区税 928			
軽自動車税	市町村法定外普通税			固定資産税 4,105			
鉱產稅	木材引取税			法定外普通税 422			
都市計画税	不動産取得税			目的税(精油取引税) 17,241			
目的税(但入場税及精油取引税は間接税)	道府県法定外普通税			旧 稅 33			
道府県法定外普通税				市町村税			
市町村法定外普通税				固定資産税 172,264			
				軽自動車税 1,881			
				市町村法定外普通税 34,290			
				電気ガス税 40,933			
				鉱產稅 2,298			
				木材引取税 1,963			
				法定外普通税(香川市 計画税・入湯税を含む) 556			
				目的税 11,042			
				旧 稅 145			
		合計 101,959	80,568	561,709	66,087	3,183	45,965

(別表2)

租 稅 分 類 表

分 類	直 接 税	間 接 税
收 得 税	所得税、法人税、狩獵者税 <u>(L)</u> 、事業税(L)	
財 產 税	相続税(贈与税を含む) <u>再評</u> 地税 固定資産税(L)、都市計 画税(L)、自動車税(L)、軽自 動車税(L) 鉱区税(L)	
間接消費税		酒税、砂糖消費税、揮発油税 トランプ類税、物品税、専売益金 地方道路税、關税、 <u>市</u> ばこ消費税(L)
直接消費税		通行税、入場税、電気ガス税(L) 遊興飲食税(L)、軽油引取税(L) 入湯税(L)、娛樂施設利用税(L)
流通税その他	鉱産税(L)	有価証券取引税、日本銀行発行税 印紙收入、取引所税、 <u>そん</u> 税、特別人 税、木材引取税(L)、不動産取得税 (L)、道府県法定外普通税(L)、市町 村法定外普通税(L)

注. 1. (L) は地方税

2. 下線を施したもののは国民所得勘定で現在間接事業税に分類している
もの。

3 税外収入項目の分類改訂案

(単位 100万円)

項目	国		地方
税外収入として租税 と一括計上するもの。 196.828	個人 税 6.078	懲罰没収金 2.443 弁償違約金(個人分) 156 延滞金期満後収入(個人分) 106 接收貴金属等返還納付金 189	延滞金加算金等(個人分) 3.184
	法人 税 21.997	懲罰没収金(法人分) 2.443 弁償違約金() 156 延滞金期満後収入() 106 日銀納付金 16.109	延滞金加算金等(法人分) 3.183
	間 接 税 168.753	免許手数料(法人分) 324 専売公社納付金 146.494 アルコール専売特別会計納付金 486 用途指定寄付金等受入(法人分) 16	手数料(法人分) 10.778 寄付金() 10.655
個人(家計および民 間非営利団体)から のその他の経常移転 収入とするもの 81.180		免許手数料(個人分) 324 授業料、入学検定料 2.145 用途指定寄付金等受入(個人分) 16 日本中央競馬会納付金 3.153	手数料(個人分) 10.778 授業料 16.111 寄付金(個人分) 10.654 保育所使用料 2.787 保健所使用料 1.294 その他使用料 11.878 雑収入の総入 22.040
家計と企業による購 入として、政府の財 貨サービスの経常購 入より控除するもの 120.128		病院収入 26.732 防衛庁職員等給食費受入 189 国立光明寮等給食費受入 8 受託調査試験役務収入 354 刑務所収入 2.842 物品売扱収入 2.396	病院収入 47.690 受託事業収入 11.359 物品売扱代 8.697 分担金・負担金 12.183 施電水利使用料 4.476

(備考) アンダーラインを施したもののは、はお検討を要するとおもわれるものである。

政府企業の産業分類について

(財政分科会資料 No. 4-3)

政府企業に関する現行分類は、以前に長期経済計画作成当局の意見をもとり入れて、決めたものであるが、地方公営企業、収益事業関係について範囲と分類を再検討することによって、新たに加えられるものが予想されるので、産業別国民所得、産業別資本形成等

との關係上、改めて見直してみる必要がある。現行国民所得算定における公表産業分類は、かなり粗いので、各企業体の主たる事業によって分類することになる。

以下に分類表を示す。

名称	国民所得		35年10	備考	名称	国民所得		35年10	備考
	改正案	現行				改正案	現行		
中央									
1. 企業特別会計									
造幣局特別会計	製造業	改正案と同じ	身辺細販品		郵政事業特別会計	運輸通信公益事業	改正案と同じ	郵便	
印刷局	"	"	その他印刷出版		郵便事業特別会計	金融、保険、不動産業	"	金融	
国有林野事業特別会計	林業	"	特殊林産物、薪炭製造、伐木、製材、公共交通		貴金属特別会計	卸小売業	"	卸売	
アルコール事業特別会計	製造業	"	エチル・アルコール、メタノール、メタノール系誘導品		食糧管理特別会計	"	"	"	
					米価安定特別会計	"	"	"	
					簡易生保及郵便年金特別会計	金融、保険、不動産業	"	生命保険	
					資金運用特別会計	"	"	金融	

名 称	國民所得		35年10	備 考	名 称	國民所得		35年10	備 考
	改 正 案	現 行				改 正 案	現 行		
2 政府関係機関					住宅金融公庫	金融、保険、不動産業	改正案と同じ	金融	
日本電力公社	製 造 業	改正案と同じ	煙草、灰燼、食用塩、その他最終化学製品		農林漁業金融公庫	・	・	・	
日本国有鉄道	運輸、通信、公益事業	・	国有鐵道（病院は國鐵に含まれます）		中小企業金融公庫	・	・	・	
			地方鐵道、軌道業、道路旅客、輸送並路貨物輸送、その他の建設、沿海内水面輸送、鉄道車両修理		北海道東北開発公庫	・	・	・	その他の保険
			電信		公營企業金融公庫	・	・	・	金融
日本電信電話公社	運輸、通信、公益事業	・			中小企業信用保険公庫	・	・	・	
国民金融公庫	金融、保険、不動産業	・	金融		医療金融公庫	・	・	・	
					日本開發銀行	・	・	・	
					日本輸出入銀行	・	・	・	
					3. 其の他の政府企業				
					日本住宅公团	建設業	金融保険	住宅賃貸料	
							不動産業	住宅新建築(非木造)、非住宅新建築(非	現在、立派な事業資金で建設部門が殆どを占めて

名 称	國民所得		35年10	備 考	名 称	國民所得		35年10	備 考
	改正案	現 行				改正案	現 行		
日本道路公團	建設業	改正案と同じ	木造)、その他の建設 公共事業、道路輸送施設提供業	いる。	日本原子力研究所	行政機関同様として特権	改正案と同じ	その他の公共サービス	ウラン鉱の探査および精錬
愛知用水公團	,	農業	農業サービス 公共事業	農業土木工事が主体	原子燃料公社	鉱業	運輸通信公益事業	,	,
農地開発機械公團	,	,	公共事業、その他の中立事業 所サービス	農地の開発に専する受託工事が大部分	新都高速度交通開拓	運輸通信公益事業	改正案と同じ	道路旅客輸送 その他の建設	その他の建設 電源開発
森林開発公團	林業	林業	公共事業	造林事業が主体	電源開発株式会社	地方	運輸通信公益事業	,	,
特定船舶整備公團 (国内旅客船公團)	運輸、通信、公益事業	改正案と同じ	沿海内外水面輸送 オーナー、共有船舶の運営も行う。	企業会計 (a) 公營企業 水道事業 交通事業 電気事業 ガス事業 (b) 準公營企業	企業会計 (a) 公營企業 水道事業 交通事業 電気事業 ガス事業 (b) 準公營企業	運輸通信公益事業	改正案と同じ	上水道、下水道 地方鐵道軌道 道路旅客輸送 事業用電力 都市ガス	,
首都高道路公團	建設業	,	公共事業、道路輸送施設提供業						

名 称	國 民 得		35年10	備 考
	改 正 種	現 行		
簡易水道事業	運輸通信公益事業	改正案と同じ	上水道、下水道	
港湾整備事業	建設業	運輸通信 公益事業	公共事業、その他 の建設、道路輸送施設 提供	埠立事業、 港湾、上屋 の賃貸など
ビ商店事業	金融、保険、不 動産業		雇 用	ビ商店の賃 貸、または 雇用業
宅地造成事業	建設業		その他の建設	
櫻光施設	サービス業、そ の他		その他の娯樂	施設の賃貸 など
市場事業	金融、保険、不 動産業		卸 売	市場施設の 賃貸が主体
造林事業	林 业		育 林	
競輪、競馬、モ ーターボー トレーク、競 走、小型自 動車競走	サービス業、そ の他		その他の娯樂	
当選券付証 票の発売	金融、保険、不 動産業		"	